

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年12月7日（火） 10：02～10：10

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣
金子恭之 国務大臣（総務大臣）
古川禎久 国務大臣（法務大臣）
林芳正 国務大臣（外務大臣）
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣，内閣府特命担当大臣）
末松信介 国務大臣（文部科学大臣）
後藤茂之 国務大臣（厚生労働大臣）
金子原二郎 国務大臣（農林水産大臣）
萩生田光一 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）
山口 壯 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
岸 信夫 国務大臣（防衛大臣）
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）
牧島かれん 国務大臣（デジタル大臣，内閣府特命担当大臣）
西銘恒三郎 国務大臣（復興大臣，内閣府特命担当大臣）
二之湯 智 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
野田聖子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
山際大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小林鷹之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
堀内詔子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣）
若宮健嗣 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：木原誠二 内閣官房副長官
磯崎仁彦 内閣官房副長官
栗生俊一 内閣官房副長官
近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 1件
- 国会提出案件 1件
- 政令 1件
- 人事 1件
- 配布 1件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。

○木原内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「タジキスタン国」、「パナマ国」及び「モロッコ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、「行政組織の新設改廃状況報告書」について、御決定をお願いいたします。本件は、内閣府設置法に基づき、本年10月から12月までの間の行政組織の新設改廃状況を取りまとめ、国会に報告するものであります。

次に、政令について、御決定をお願いいたします。「放送法施行令の一部を改正する政令」は、放送に係る外資規制の実効性を確保するため、認定基幹放送事業者等に対して提出を求めることができる資料について、定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。住田健二外125名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、作家瀬戸内寂聴を、従三位に叙するものがあります。

次に、配布資料といたしまして、「家計調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

○松野国務大臣：次に、総務大臣から御発言がございます。

○金子（恭）国務大臣：本日、家計調査結果を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。2人以上の世帯の10月の消費支出は、1年前に比べ実質0.6%の減少となりました。緊急事態宣言の解除などにより「交通」などが増加となった一方、前年増加した反動などにより「家庭用耐久財」「教養娯楽サービス」などが減少となり、消費支出全体としては、おおむね横ばいとなりました。新型コロナウイルス感染症の影響は、弱まりつつあるものの継続しており、引き続き今後の動向を注視してまいります。

○松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

私から、北朝鮮人権侵害問題啓発週間への協力について、申し上げます。毎年12月10日から16日までは、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」において、北朝鮮人権侵害問題啓発週間とされています。北朝鮮による拉致問題は、岸田内閣においても最重要課題であり、全ての拉致被害者の一日も早い帰国の実現に向け、あらゆるチャンスを逃さないとの決意で、全力で取り組んでおります。このような中、北朝鮮人権侵害問題啓発週間については、国民が、拉致被害者や御家族の思いを共有し、拉致被害者を「取り戻す」強い意思を北朝鮮に示す機会にしたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。また、拉致被害者の救出を求める国民運動のシンボルであるブルーリボンにつきましては、引き続き御着用の御協力をお願いいたします。なお、12月10日の閣議前に、閣僚各位がブルーリボンを御着用いただいている様子を写真撮影することとし

ております。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

